

鳥栖三養基地区手話奉仕員養成講座を開催します

問 申 福祉課 障がい福祉係 ☎ 92-7964 ☎ 92-7184

聴覚障がい者福祉に対する理解と認識を深め、手話で日常生活を送るために必要な単語や手話表現技術を習得するための「手話奉仕員養成講座」を鳥栖・三養基地区共同で開催します。本講座は鳥栖市及び三養基郡各町が毎年共同で開催しており、今年度は基山町で次のとおり開催いたします。受講を希望される方は、電話またはFAXにてお申込みください。

- ▽対象者 鳥栖市、三養基郡各町に居住または通勤・通学している高校生以上の方（高校生は保護者の同意を要します）
- ▽実施期間 令和6年6月21日（金）～令和7年1月17日（金）
午後7時～9時
毎週火・金曜日（全47回）《祝日及びお盆・年末年始を除く》
- ▽開催場所 基山町民会館 実習室
（一部の日程について変更することがあります。）
- ▽受講料 無料
- ▽定員 25人
- ▽申込 5月7日（火）より申込開始（定員になり次第申込締切）



国民健康保険に加入の方へ 第三者行為でケガや病気をしたときは必ず届出を！

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

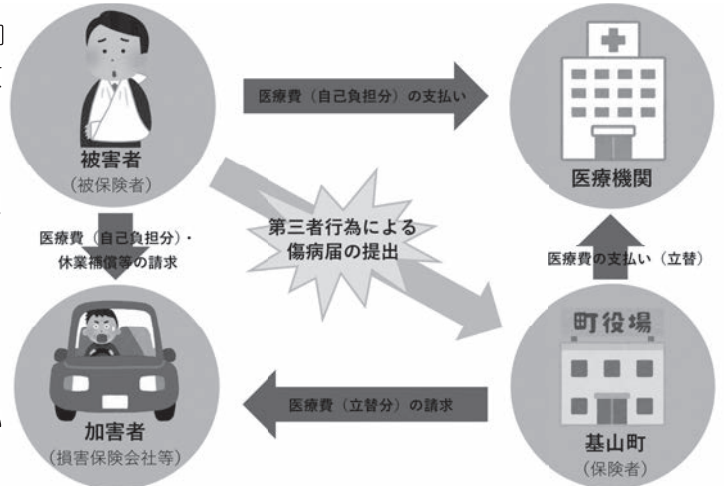
交通事故、暴力行為、飲食店での食中毒など、第三者（加害者）の行為が原因でケガや病気をした場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

保険証は、第三者行為によるケガや病気の治療にも使うことができますが、その場合、必ず届け出る義務が発生します。

届け出ることにより、保険者が医療費の一部を加害者へ請求します。届け出る前に示談が成立したり、相手から治療費を受け取っていたりすると、保険証を使用できない場合がありますので、示談をする前に必ずご相談ください。

医療費は、国民健康保険税を大切な財源として賄われています。第三者行為によるケガや病気をしたときは、必ず届出をお願いします。

〈保険証を使用した場合〉



安心の永代供養制度

資料請求
承ります

**お墓・樹木葬
納骨堂**

多段式納骨壇「輝」好評受付中

使用料
上段 90万円 下段 80万円

永代供養・管理料一括払い制度有
管理料/年間11,000円(税込)
収蔵数/5寸壺4柱

広告

有料広告

天空の楽園 公益財団法人 ～歴史と自然の公園墓地～

太宰府メモリアルパーク

初めての方もお気軽にご相談ください ☎ 0120-84-7711

〒818-0134 太宰府市大字大佐野字野口807-128

鳥栖アウトレットから 車で約25分

筑紫野！Cから 車で約10分

太宰府！Cから 車で約10分

●福岡県知事許可60公営第557号・墓地経営許可60公営第693号・(公社)全日本墓苑協会会員●事業主体/(公財)太宰府メモリアルパーク●開園年月/昭和63年3月●総区画数/14,000区画●天空院光総区画数210区画